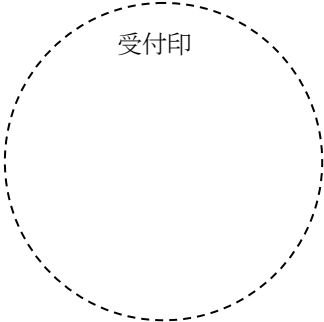


旅館業営業者地位承継承認申請書（事業譲渡）

令和 年 月 日

（宛先）福岡市保健所長



<譲受人>

住 所

ふりがな

氏 名

S・H 年 月 日生 男・女

電話番号

申請者

<譲渡人>

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

※法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

営業施設の名称			
営業施設の所在地		福岡市 区	
営業の種別		①旅館・ホテル ②簡易宿所 ③下宿	
営業許可年月日及び許可番号		年 月 日 福 保環 第 号	
事業譲渡の予定年月日		年 月 日	
旅 館 業 法 第 3 条第 2 項 第 1 号から第 8 号までの規定 の 該 当 の 有 無 及 び 内 容	以下(1)から(8)までの規定に該当の有無 有 (内容) ・ 無		
	(1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令(※)で定めるもの (※)精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当って必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号のいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者		

添 付 書 類	1 旅館業の譲渡を証する書類（譲渡契約書の写し等） ※譲渡の効力発生後は、旅館業営業者地位承継承認申請はできません。		令和 年 月 日	
	2 譲受人が法人の場合にあっては、その法人の定款又は寄附行為の写し並びに役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿		手数料	取扱者
	3 その他保健所長が必要と認める書類		¥ 7,400 円	
			納入金	
コート				
本件を承認し、承継承認書を交付してよろしいか。				
申 請 の 事 由		事業譲渡		特 記 事 項
承 認 の 条 件				
決 裁	課 長	係 長	担当者	
				起案日 令和 年 月 日
				決裁日 令和 年 月 日
				施行日 令和 年 月 日
		申請日 令和 年 月 日		承認番号 福 保環 第 号
		承認日 令和 年 月 日		